

私立大学等改革総合支援事業委員会について

令和5年4月26日
文部科学省高等教育局長決定

1. 趣 旨

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、役割や特色・強みの明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」における支援対象校の選定等に係る調査審議のため「私立大学等改革総合支援事業委員会」を開催する。

2. 調査審議事項

- ・ 支援対象校の選定方針に関する事項
- ・ 支援対象校の選定に関する事項
- ・ その他必要な事項

3. 委員会の構成等

- ・ 委員会の構成は別紙のとおりとする。
- ・ 委員の任期は原則2年間とし、再任を妨げない。
- ・ 必要に応じて、別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ・ 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- ・ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。
- ・ 委員会に、調査審議を分担させるため必要な部会等を置くことができるものとする。

4. 守秘等

- ・ 委員等は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならないものとする。

5. その他

- ・ 委員名簿は任期満了まで非公表とする。
- ・ 委員会の庶務は、高等教育局私学部私学助成課において処理する。
- ・ その他委員会の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。